

№. 40

市町村名	担当部課名	TEL	直通・内線	FAX
南知多町	厚生部 環境課	0569-65-0711	内線 524	0569-65-0694
住 所	〒470-3495 知多郡南知多町豊浜字貝ヶ坪18		担当者氏名	柴田 真幸
U R L	https://www.town.minamichita.lg.jp/kurashi/gomi/1001135/1001019.html	E-mail	kankyo@town.minamichita.lg.jp	

(1) 〔 補助金額 〕 (単位：円)

人槽区分	新設	転換	加算額	限度額
居住用部分の延床面積≤130㎡	332,000	498,000	みなし浄化槽・くみ取便所の便槽の撤去費	90,000
居住用部分の延床面積>130㎡	414,000	621,000	宅内配管工事費	300,000
居住用部分が二世帯住宅	548,000	822,000	(みなし浄化槽又はくみ取り便所からの転換)	

(2) 〔 令和4年度の補助計画基数 〕 (単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合 計
25	36	2					63

前年度実績基数 (35基)

(3) 〔 補助対象地域 〕
町内全域 (日間賀島を除く)

(4) 〔 特定地域の有無 〕 無

(5) 〔 補助対象条件 〕

①浄化槽法 (昭和58年法律第43号) 第2条第1号に規定するし尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量 (以下「BOD」という) 除去率90%以上、かつ放流水のBOD20mg/ℓ (日間平均値) 以下の機能を有するもの

②①のうち50人槽以下であり次のいずれにも適合するもの

ア別表1の環境配慮型浄化槽を設置する者

消費電力の基準が以下の消費電力基準以下であること

別表1 消費電力基準 (通常型、BOD10mg/L以下、りん除去型)

(W)

人 槽	通 常 型	BOD10mg/L以下	りん除去型
5 人 槽	39	53	83
7 人 槽	55	75	90
n (10人槽以上)	n×7.5	n×10.2	n×15.7

イ「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」 (平成4年10月30日付衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知) に適合するものであること

ウ10人槽以下のものについては、全国浄化槽推進市町村協議会に登録されているものであること

(6) 〔 欠格要件 〕

①浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに、浄化槽を設置する者

②南知多町内に住所を有しない者 (南知多町に居住しようとするものを除く)

③販売又は賃貸の目的で建築物を建築し、浄化槽を設置する者

④住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者

⑤自らの居住の用に供する部分を含まない建物に浄化槽を設置する者

⑥浄化槽又は集中処理浄化槽を使用していた住宅から建替え、転居等により浄化槽を設置する者 (ただし、転入する場合、集合住宅等から転居する場合及び浄化槽又は集中処理浄化槽を使用している世帯から世帯の一部が分家等により世帯分離して浄化槽を設置する場合を除く)

⑦同一敷地内のし尿 (くみ取り便槽を除く) 及び生活雑排水の全てを浄化槽へ接続しない者

⑧市町村民税等の滞納、債務不履行がある者

⑨その他町長が補助金の交付を不適当と認めた者

(7) 〔 補助金交付申請書に添付する書類 〕

①浄化槽を設置する前の住宅において既存みなし浄化槽又はくみ取り便槽を使用していたことがわかる書類 (浄化槽法定検査結果の写し、浄化槽保守点検記録の写し、清掃実施記録の写し及び既存みなし浄化槽又は既存くみ取り便槽の写真のうち、いずれか一つ)

- ②設置場所の案内図
- ③配置図及び配管図
- ④法第5条第1項の規定に基づく審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築確認通知書（し尿浄化槽調書を含む）の写し
- ⑤見積書及び工事請負契約書の写し
- ⑥構造図及び仕様の明記されたカタログ又はその写し
- ⑦住宅等を借りている者にあつては、賃貸人の承諾書
- ⑧全浄協に登録された浄化槽にあつては、登録証の写しと併せて登録浄化槽管理票（C票）
- ⑨浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証
- ⑩浄化槽設備士免状及び小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了証書（昭和62年度以前に資格を取得した者）の写し
- ⑪申請者本人の申請時における直近の市町村民税の納税証明書及び南知多町における固定資産税並びに国民健康保険税の納税証明書（ただし、その年の1月1日現在、町内在住者で、町職員が確認することに同意し、同意書を提出した場合を除く）
- ⑫その他町長が必要と認める書類

※みなし浄化槽又はくみ取り便槽から浄化槽に転換する場合

- ①～⑪
- ⑫既存みなし浄化槽又はくみ取り便槽の配置図
- ⑬撤去工事にかかる見積書及び工事請負契約書の写し
- ⑭その他町長が必要と認める書類

※宅内配管工事を伴う場合

- ①～⑬
- ⑭宅内配管工事に係る配管図
- ⑮宅内配管工事に係る見積書及び工事請負契約書の写し
- ⑯その他町長が必要と認める書類

※雨水貯留槽へ転用を行う場合

- ①～⑬
- ⑭転用する雨水貯留槽の配置図
- ⑮転用工事にかかる見積書及び工事請負契約書の写し
- ⑯その他町長が必要と認める書類

（８）【 実績報告書に添付する書類及び提出期限 】

- ・提出期限：完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の2月末日までのいずれか早い日
- ①法第10条の規定に基づく浄化槽の保守点検及び清掃に係る業務委託契約書の写し（設置者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
- ②法第7条及び第11条の規定に基づく浄化槽の法定検査依頼書の副本及び浄化槽法定検査契約書の写し
- ③設置工事の施工写真
- ④浄化槽設置工事施工者による各種検査項目のチェックリスト
- ⑤浄化槽使用開始報告書の写し又は浄化槽工事完了報告書の写し
- ⑥浄化槽設置工事に係る領収書の写し
- ⑦その他町長が必要と認める書類

※みなし浄化槽又はくみ取り便槽を撤去して浄化槽を設置する場合

- ①～⑥
- ⑦浄化槽使用廃止届出書（愛知県受領済み）の写し
- ⑧みなし浄化槽又はくみ取便所の便槽撤去の施工写真
- ⑨みなし浄化槽又はくみ取便所の便槽を適正に処理した証拠書類（マニフェスト）
- ⑩みなし浄化槽又はくみ取便所の便槽の撤去工事に係る領収書の写し
- ⑪撤去をしたみなし浄化槽又はくみ取便所の便槽の最終清掃実施記録の写し
- ⑫その他町長が必要と認める書類

※宅内配管工事を伴う場合

- ①～⑪
- ⑫宅内配管工事の施工写真
- ⑬宅内配管工事に係る領収書の写し
- ⑭その他町長が必要と認める書類

※雨水貯留槽へ転用を行う場合

- ①～⑥
- ⑦浄化槽使用廃止届出書（愛知県受領済み）の写し
- ⑧雨水貯留槽へ転用する工事の施工写真
- ⑨雨水貯留槽へ転用する工事に係る領収書の写し
- ⑩転用したみなし浄化槽の最終清掃実施記録の写し
- ⑪その他町長が必要と認める書類

（９）【 その他 】

- ①みなし浄化槽又はくみ取便槽から浄化槽へ転換する場合、撤去費補助として、上限9万円の補助を行っている
- ②みなし浄化槽又はくみ取便槽から浄化槽へ転換に伴う宅内配管工事費に30万円までの補助を行っている
- ③既設みなし浄化槽の有効利用（雨水貯留槽など）に上限9万円の補助を行っている

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください